

基勞補発1210第1号

平成21年12月10日

社団法人日本医師会

常任理事 石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

船員保険と労災保険の統合に係るリーフレットの送付について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船員保険については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日から、職務上疾病・年金部門が労災保険と統合されるに当たり、同日以降に船員が職務上（業務上）の災害又は通勤による災害を被った場合の療養の給付は、労災保険から給付されることとなりました。

つきましては、周知広報用のリーフレットを、厚生労働省から都道府県労働局及び全労災指定医療機関等あてに配布するとともに、厚生労働省ホームページに改正概要を掲載する予定としておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 労災指定医療機関の皆様へお知らせ

**平成22年1月1日**から

船員保険と労災保険が統合されます。

**船員保険の被保険者の方**の

平成22年1月1日以降に発生した  
職務(業務)上災害又は通勤災害の医療の給付は

**労災保険**から給付されます。

職務上の災害や通勤災害に船員保険は使えません。

診療報酬は、都道府県労働局に請求して下さい。

- 診療報酬は、労災診療費算定基準で算定して下さい。
- 他の労災患者の方と一連のものとして請求して下さい。
- 労災保険では、通勤災害の初診時自己負担金200円は徴収しないで下さい。  
(労働局へは、初診時自己負担金相当額を控除しないで請求して下さい。)

詳しくは最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。



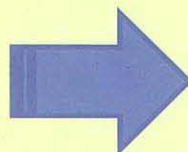


# 船員保険の被保険者の皆様へ

平成22年1月1日以降に  
職務上（業務上）又は通勤によりケガ又は病気になっ  
た場合には**労災保険**の適用となります。

これまでは、船員保険被保険者証を健康保険の指定する医療機関に提出して治療を受けること  
となっていましたが、平成22年1月1日以降は、以下の手続きになります。

職務上又は通勤のケガや  
病気で医療機関を受診す  
る場合には……



労災保険の指定医療機関(※)に  
以下の書類を提出してください。

- 職務上（業務上）の災害の場合  
→ 療養補償給付請求書
- 通勤途上の災害の場合  
→ 療養給付請求書

※ 労災保険の指定医療機関として、主要な港を有する市町村  
の外科系の病院等はその大多数が指定されています。

よろしく  
お願いします。



詳しくは 最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

